

令和 6 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省 国土政策局 特別地域振興官)

項 目 名	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長及び奄美群島の振興開発に係る所要の措置		
税 目	所得税、法人税、登録免許税、印紙税		
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）は政策金融として高い公共性を有する業務を実施していることから、所得税・法人税・登録免許税・印紙税については非課税となっている。</p> <p>【要望の内容】 奄美基金に係る所得税・法人税・登録免許税・印紙税の非課税措置について 5 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。 その他、奄美群島振興開発特別措置法の法期限の延長・改正を見据え、奄美群島の振興開発に係る所要の措置を講じる。</p> <p>（関係条文） 所得税：所得税法第 11 条第 1 項 法人税：法人税法第 4 条第 2 項 登録免許税：登録免許税法第 4 条第 1 項、第 2 項 印紙税：印紙税法第 5 条第 1 項第 2 号</p>		
	容	平年度の減収見込額	－ 百万円
	(制度自体の減収額)	(－ 百万円)	
	(改正増減収額)	(－ 百万円)	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えている。その不利性を抱えた奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を行うため、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきたところである。その諸施策の一つとして、奄美群島振興開発特別措置法第四章に基づき、奄美基金による金融措置等の特別措置等が講じられている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>奄美基金は、奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活及び福祉の向上に資するため、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的に、奄美群島振興開発特別措置法に基づく特別の措置として設立されている。上記の目的のため、奄美群島の中小規模の事業者等を対象に民間金融機関からの融資に対する保証、小口の事業資金の貸付け等を行っている。それら業務は、政策金融として高い公共性を有する業務として実施していることから、奄美基金に対する税制上の特例措置を講じ、奄美基金の財務経営基盤の強化に寄与することは必要不可欠である。</p> <p>その他、奄美群島が抱える特殊事情を踏まえ、奄美群島の振興開発に係る所要の措置を講じる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る 業績指標 107 離島等の総人口 ②奄美群島の総人口
		政策の達成目標	奄美群島内の令和 10 年度末の人口を目標値とする。 目標値 奄美群島の総人口 令和 10 年度末 99 千人以上（令和 4 年度末現在 102,829 人） ※上記の達成目標は、令和 10 年度までの暫定目標値。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5 年間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	目標値 奄美群島の総人口 令和 10 年度 99 千人以上（令和 4 年度末現在 102,829 人） ※上記の達成目標は、令和 10 年度までの暫定目標値。
	有効性	政策目標の達成状況	奄美群島では、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いており、令和 4 年度末時点の総人口は 102,829 人となっている。
		要望の措置の適用見込み	過去 4 か年（令和元年度～4 年度）の業務実績等から推計すると、年平均で 2.5 百万円の適用が見込まれる。
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	奄美基金の財務経営基盤の強化に寄与している。
		当該要望項目以外の税制上の措置	奄美基金に係る非課税措置（法人住民税（法人税割）・事業税） 法人住民税（法人税割）・事業税は、公共法人（法人税法別表第一）として（法人税の非課税に伴う）非課税措置の適用となる。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、奄美基金の高い公共性等に鑑み非課税措置とされているものであり、本要望は適正と考えられる。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>下表の値の一部は、奄美基金を普通法人と仮定した場合に生じる課税を試算したものの。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計額</td> <td>2,829 (3,418)</td> <td>2,705 (3,418)</td> <td>2,462 (3,418)</td> <td>2,224 (3,418)</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>2,820 (3,406)</td> <td>2,700 (3,406)</td> <td>2,415 (3,406)</td> <td>2,208 (3,406)</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>印紙税</td> <td>9 (12)</td> <td>5 (12)</td> <td>5 (12)</td> <td>16 (12)</td> </tr> <tr> <td>登録免許税</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>42 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> </tbody> </table>					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計額	2,829 (3,418)	2,705 (3,418)	2,462 (3,418)	2,224 (3,418)	所得税	2,820 (3,406)	2,700 (3,406)	2,415 (3,406)	2,208 (3,406)	法人税	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	印紙税	9 (12)	5 (12)	5 (12)	16 (12)	登録免許税	0 (0)	0 (0)	42 (0)	0 (0)
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																													
		合計額	2,829 (3,418)	2,705 (3,418)	2,462 (3,418)	2,224 (3,418)																													
		所得税	2,820 (3,406)	2,700 (3,406)	2,415 (3,406)	2,208 (3,406)																													
		法人税	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																													
		印紙税	9 (12)	5 (12)	5 (12)	16 (12)																													
登録免許税	0 (0)	0 (0)	42 (0)	0 (0)																															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																		
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	奄美基金の財務経営基盤の強化に寄与している。																																		
前回要望時の達成目標	奄美群島の総人口 令和5年度末 103,558人以上																																		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いており、令和5年度末の目標値を令和4年度実績(令和4年度末102,829人)で下回っている。																																		
これまでの要望経緯	(昭和30年 奄美群島復興信用保証協会を設立、 昭和34年 奄美群島復興信用基金に改組、 昭和39年 奄美群島復興信用基金に改称、 昭和49年 奄美群島復興開発基金に改称) 平成16年 独立行政法人奄美群島復興開発基金の設立 平成21年 適用期限の5年延長 平成26年 適用期限の5年延長 令和元年 適用期限の5年延長																																		